

# 東京都職員アルムナイ採用選考案内

東京都職員アルムナイ採用選考は、都を転職や育児・介護等で退職した有為な人材を厳選して再採用し、その知見を都政に還元することを目的とした採用選考です。

## 1 採用職種、職層、採用予定人数等

### (1) 職種

事務、司書、史料編纂、福祉、心理、福祉技術、土木、建築、機械、電気、ICT、環境検査、林業、畜産、水産、造園、農業技術、獣医、職業訓練、写真、衛生監視、無線通信、学芸研究、理工技術、医師、歯科医師、薬剤、歯科衛生、理学療法、作業療法、視能訓練、栄養士、保健師、助産師、看護師、診療放射線、医療技術、臨床検査

※ かつて都で任用されていた職種・種別で採用します。

なお、欠員状況等により、選考を実施しない場合があります。

### (2) 職層

主事級職、主任級職、課長代理級職、課長級職、部長級職

### (3) 採用予定人数

若干名

### (4) 主な配属予定先及び主な職務内容

主な配属予定先	主な職務内容
知事部局、交通局、水道局、下水道局 行政委員会、学校※	職種等に応じた職務

(注) 採用される職種・職層により配属予定先の局が限定されます。

※ 都立学校のほか、区市町村立小中学校等を含みます。

## 2 受験資格

受験資格の有無について、以下の事項をよく読んだ上で申し込んでください。

申込内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

次の①から⑦までの要件を全て満たす人が受験できます。

- ① 東京都職員として、受験する採用職種と同一の職種で勤務した年数が1年以上あること  
ただし、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成13年東京都条例第133号）第10条に規定する団体へ退職派遣として勤務した年数は東京都職員として勤務した年数とみなす。  
なお、警視庁・東京消防庁職員、任期付職員（※1）、教育公務員（※2）、特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員として勤務した年数は東京都職員として勤務した年数から除く。
- ② 申込日現在、東京都職員でない人  
ただし、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成13年東京都条例第133号）第10条に規定する団体への退職派遣者は東京都職員とみなす。  
なお、以下は東京都職員から除く。
  - ・ 警視庁・東京消防庁職員、教育公務員（※2）、特別職非常勤職員
  - ・ 現在、東京都の任期付職員（※1）、会計年度任用職員及び臨時的任用職員として勤務している者のうち、採用予定日以前までに任期が満了する者
- ③ 受験する採用職層と同等以上の職層に任用されていた者
- ④ 昭和40年4月2日以降（※3）に生まれた人  
なお、課長級職以上に申し込む場合は昭和42年4月2日以降（※3）に生まれた人
- ⑤ 日本国籍を有していること（一部の職種は除く、詳細はお問い合わせください。）
- ⑥ 対象となる職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者
- ⑦ 地方公務員法第16条の欠格条項（※4）に該当しない人

※1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律に規定する任期付研究員をいう。

※2 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※3 いずれも令和9年4月1日採用の場合で、それ以前の採用の場合は昭和39年4月2日（課長級職以上に応募する者は昭和41年4月2日）以降に生まれた人

なお、医師、歯科医師については、職員の定年等に関する条例によるものとする。

※4 地方公務員法第16条の欠格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

### 3 選考方法

#### (1) 選考内容

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接（実施方法、場所については別途お知らせいたします。）

#### (2) 選考実施時期

随時実施（※1）

※1 応募受付後、スケジュールを送付いたします。欠員状況等により、選考を実施しない場合があります。

### 4 受験手続

#### (1) 申込方法

受付期間	随時受付
申込先	<ul style="list-style-type: none"><li>○<a href="#">東京都職員採用ホームページ</a> ※ 申込み方法、申込フォームへのリンク等を掲載しています。</li><li>○<a href="#">東京都職員アルムナイ採用選考インターネット申込ガイド</a> ※ 詳細な申込方法を掲載しています。必ず確認してください。</li><li>○<a href="#">東京都職員アルムナイ採用申込フォーム</a></li></ul>

- ・ 必ずインターネットで申込みをしてください。窓口での申込みは受け付けできません。
- ・ 申込書類は、「[東京都職員採用ホームページ](#)」からダウンロードしてください。
- ・ 申込完了後、登録したメールアドレスに、申込完了をお知らせするメールが配信されます。迷惑メールフィルタ等の影響によりメールが届かない場合はお問い合わせください。
- ・ 入力された個人情報は、採用試験及び採用事務の目的以外には使用しません。
- ・ 「[申込みガイド](#)」のとおり申込みをしてください。
- ・ 令和8年度の申込は、1回のみ可能です。当該年度に2回以上の申込はできません。

(注) 1 必ず、送信まで完了してください。申込手続きを中断すると、申込みが完了せず、採用選考を受験することができません。送信後、申込みが完了していることを必ず確認してください。

2 システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、一切責任を負いません。

3 パソコン等の推奨環境、その他システムの操作方法等については、「[LoGo フォームに関するよくあるご質問](#)」（外部サイト）にアクセスして確認してください。

#### (2) 第2次試験受験票

第1次選考の合格者に対して、合格の通知と同時に受験票を送付いたします。

## 5 合格発表

合格は選考終了の都度お知らせいたします。

なお、応募から採用までは概ね4か月、5か月程度を見込んでください。

※ 上記は参考の日程となります。実際の期間は前後する場合がございますのでご了承ください。

## 6 採用、主な勤務条件等及び昇任制度

### (1) 採用の方法及び採用の時期

●配属先により、以下のとおり取り扱います。

- ・ 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、こども性暴力防止法第2条第4項及び第6項に定める「教員等」または「教育保育等従事者」に該当する等、こどもと接する業務に従事する場合は、こども性暴力防止法第2条第7項に定める特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。
- ・ 本試験の最終合格後、任命権者による採用手続等の過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

●採用時期は、随時。ただし原則毎月1日とする。

### (2) 任用する職

かつて都で任用されていた職種・種別及び職層以下で任用されます。

職種等の取り扱い等に疑義がある場合には、お問い合わせください。

### (3) 主な勤務条件等

#### ア 勤務時間

原則として週38時間45分、1日7時間45分

#### イ 給与

給料月額、かつて都職員であった際の職務の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。

60歳を超える職員については、給料月額が給料表の級・号給の7割の額となります。

また、上記のほか地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などの手当制度があります。

#### ウ 休暇

1年間に20日（採用時期により異なります。例えば7月1日採用の場合は10日）付与される年次有給休暇をはじめとして、妊娠・出産を支援する休暇（妊娠出産休暇、出産支援休暇ほか）、仕事と育児・介護を両立する休暇（育児参加休暇、介護休暇、短期の介護休暇ほか）、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

※ 上記のほか、職員の勤務時間、給与等の詳細は、東京都条例等により定められています。

#### (4) 昇任制度

昇任選考の在職期間の計算に当たっては、原則として、かつて都職員であった際の職層及び在職期間を全期間通算します（停職期間等は加算されません。）。

ただし、条件付採用期間は選考を受験することはできません。

また、日本国籍を有しない職員は、管理職選考を受験できません。

##### 東京都 総務局 人事部 人事課

Tel 課長代理（係長）級職以下で退職した方  
03 (5388) 2577

課長級職以上で退職した方  
03 (5388) 2373

URL <https://www.saiyou2.metro.tokyo.lg.jp>